

正しいごみの出し方にご協力ください

植木等の搬入について

最近、匝瑳市ほか二町環境衛生組合に植木や草などの搬入が増えています。一般家庭からの受け入れは、庭から出るものに限られています。堆肥化するなど、減量してからの搬入をお願いしていますが、今後は次のとおりとなりますのでご協力をお願いします。

●匝瑳市ほか二町環境衛生組合への搬入は、2t車で1台分、軽トラックで2台分まで。ただし、根の搬入はできません。

●搬入する場合は、葉付きの小枝のみと葉のない枝や幹で分けて、2m程度に切断してください。

※多量に搬入する場合は必ず事前にご相談ください。

ボタン電池の処分について

ボタン電池の廃棄にあたっては、ショートして発熱・破裂・発火の恐れがあるため両端をセロハンテープで覆う等、絶縁処置をしてから「不燃ごみ」の袋に入れて指定場所に出してください。

お問合せ●匝瑳市ほか二町環境衛生組合 ☎ 72-3036
生活環境課環境係 ☎ 76-5406

年金請求書の手続き漏れはありませんか？

老齢基礎年金を受け取るのに必要な期間(受給資格期間)が、**25年から10年に短縮されること**になりました。日本年金機構では、これまでに対象となる方に黄色の封筒(A4サイズ)をお届けしています。

制度の開始は平成29年8月1日(最も早い年金のお支払いは平成29年10月)です。まだ請求手続きをされていない方は、ねんきんダイヤルに電話予約の上、年金事務所にて手続きを行ってください。



黄色の封筒 →
が届いた方は
年金
を受け取れます。
今すぐ予約の
お電話を!



いい老後
お問合せ●ねんきんダイヤル ☎ **0570-05-1165** (土・日・祝日を除く)

月曜日 午前8時30分～午後7時
火～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
第2土曜日 午前9時30分～午後4時
050で始まる電話でおかけになる場合は ☎ 03-6700-1165

平成29年8月から、70歳以上の皆さまの 高額療養費の上限額が変わります

すべての方が安心して医療を受けられる社会を維持するため、世代間の公平が図られるよう、負担能力に応じた自己負担限度額の見直しが行われました。
そのため、下記の表のとおり変わりますので皆さまのご理解をお願いいたします。

国保に加入されている70歳から75歳未満の方の自己負担限度額

月額

■平成29年7月まで

所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み 所得者	44,400円	80,100円 ◆医療費の総額が 267,000円を超えた場合 は(医療費の総額-267,000 円)×1%を加算 ◆多数回該当(※)の場合は 44,400円
一般	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円

■平成29年8月から

所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み 所得者	57,600円	80,100円 ◆医療費の総額が 267,000円を超えた場合 は(医療費の総額-267,000 円)×1%を加算 ◆多数回該当(※)の場合は 44,400円
一般	14,000円 [年間上限 144,000円]	57,600円 多数回該当(※)の場合は 44,400円
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円

※多数回該当とは、直近12カ月以内に3回以上世帯単位の高額療養費の該当となった場合、4回目以降の自己負担限度額が減額されることです。

後期高齢者医療保険に加入されている75歳以上の方の自己負担限度額

月額

■平成29年7月まで

所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み 所得者	44,400円	80,100円 ◆医療費の総額が 267,000円を超えた場合 は(医療費の総額-267,000 円)×1%を加算 ◆多数回該当(※)の場合は 44,400円
一般	12,000円	44,400円
区分Ⅱ	8,000円	24,600円
区分Ⅰ	8,000円	15,000円

■平成29年8月から

所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み 所得者	57,600円	80,100円 ◆医療費の総額が 267,000円を超えた場合 は(医療費の総額-267,000 円)×1%を加算 ◆多数回該当(※)の場合は 44,400円
一般	14,000円 [年間上限 144,000円]	57,600円 多数回該当(※)の場合は 44,400円
区分Ⅱ	8,000円	24,600円
区分Ⅰ	8,000円	15,000円

※多数回該当とは、直近12カ月以内に3回以上世帯単位の高額療養費の該当となった場合、4回目以降の自己負担限度額が減額されることです。

お問合せ●住民課国保年金係 ☎ 76-5405